# 「防府市公設青果物地方卸売市場業務条例」の改正等について

卸売市場におけるルールを定めた卸売市場法が平成30年6月22日に改正され、令和2年6月21日から施行することとされました。

これに伴い、本市においても、青果市場における業務や施設の管理について必要な事項を定めた「防府市公設青果物地方卸売市場業務条例」を改正します。

### (1) 条例改正の主な内容

## ①これまで山口県が行っていた卸売業者の許可について、改正後は防府市が許可する ことになります。

	現行	改正後
卸売業者	山口県による許可	防府市による許可

## ②各市場で必ず定めなければならない「共通の取引ルール」を条例に規定します。

	②各市場で必ず定めなければならない「共通の取引ルール」を条例に規定します。				
	共通の取引ルール	内容			
1	売買取引の方法	・市場開設者である防府市が、せり売、入札、相対取引な ど売買取引の方法を条例に規定し、インターネットの利 用等により公表します。			
2	差別的取扱いの禁止	<ul><li>・市場開設者である防府市が、取引参加者に対して、差別的な取扱いをしてはならないことを条例に規定します。</li><li>・卸売業者が、出荷者、仲卸業者や買受人に対して、差別的な取扱いをしてはならないことを条例に規定します。</li></ul>			
3	代金決済ルールの策定	・市場開設者である防府市が、支払期日や支払方法などを 条例に規定し、インターネットの利用等により公表しま す。			
4	取引条件の公表	・卸売業者が取扱品目、営業日・営業時間、委託手数料等、 販売代金の支払期日・支払方法、奨励金の内容等につい て条例に規定し、インターネットの利用等により公表し ます。			
5	取引結果の公表	<ul><li>・市場開設者である防府市が、卸売の数量や価格等を条例に規定し、インターネットの利用等により公表します。</li><li>・卸売業者が卸売の数量や価格、委託手数料、奨励金の交付額等を条例に規定し、インターネットの利用等により公表します。</li></ul>			

# ③各市場の実情に応じて定めることができる「その他の取引ルール」について、市場 関係者等のご意見を参考にして条例への規定を検討します。

	その他の取引ルール	内容
1	商物分離	・卸売業者が、生産地等の卸売市場外にある青果物等を 仲卸業者や買受人に卸売できるようになること。(現 行条例では、防府市場内にある物品以外の卸売を禁止 しています。)
2	第三者販売	・卸売業者が、仲卸業者や買受人以外の者へ卸売できるようになること。(現行条例では、卸売業者が仲卸業者や買受人以外の者へ卸売することを禁止しています。)
3	直荷引き	・仲卸業者が、当市場の卸売業者以外の者から青果物等 を買受けできるようになること。(現行条例では、仲卸 業者が当市場の卸売業者以外の者から買受けること を禁止しています。なお、現在、防府市場には仲卸業 者は不在)
4	自己買受け	・卸売業者自らが卸売の相手方としての買受けが可能となること。(現行条例では、卸売業者自らが卸売の相手方(買受人)となることを禁止しています。)
5	受託拒否の禁止	・卸売業者が、出荷者から販売の委託があった場合の受 託拒否を禁止すること。(防府市場では現在も特例と して受託拒否を禁止しています。)

#### (2) 条例改正等への対応

- ①上記の「その他の取引ルール」等について、市場関係者へのアンケート調査の実施 (令和元年9月)
- ②調査結果に基づき条例改正(案)を作成し、防府市公設青果物地方卸売市場運営審議会で審議(令和元年10月、令和2年1月)
- ③パブリックコメントの実施(令和元年12月)
- ④条例改正案を市議会に提出

# (3) 市場活性化等に向けた取組

市場における青果物の取扱量・取扱金額や、買受人の減少などの現状に対応するため、市場活性化等の取組について、上記アンケート調査等により市場関係者の意見を集約し、上記審議会で検討します。